

## 本書の特色

- 1 事業認定の申請や損失補償の問題など、土地収用に携わる用地担当者にとって必要不可欠な知識を、法律と税務に分類し、一問一答形式でわかりやすく解説しています。
- 2 土地収用法や公共用地の取得に関する特別措置等の法的解釈から、過去の判例を参照にした具体的問題の対応までを豊富に収録。さまざまな場面で活用できる実務書です。

未永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

### 加除式書籍とは？

◇法改正や最新事例の追加等によって「台本（原本）」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」（有料）と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

■何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができます。

■追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できます。

■法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的です。

### 追録は購入しなければならないの？

◇常に最新内容でご利用いただけるよう、台本の購入以降に発行される追録（有料）のご購読もお願いしています。

◇追録は、お客様からお届けの停止（購読中止）のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。

◇ご利用条件については、商品ごとの「利用規約（規程）」にてご案内しています。

◇年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

### 申し込み方法は？ 支払いは？

◇お申し込み方法は以下からお選びください。

- 下記フリーダイヤルにてお申し込みください。
- 弊社ホームページにてお申し込みください。  
※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご活用いただけます。
- 本カタログと併せてお届けした申込書にご記入の上、弊社宛にお申し込みください。
- お客様の地域を担当する弊社社員にお申し込みください。

◇お支払い方法（一括払い・分割払い等）やお支払いの時期については、申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

### 購入後のメンテナンスは？

◇追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧にメンテナンス（加除作業）を行います。

◇その他、「書籍のページが欠落した」「バインダーが壊れた」等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

商品に関するご照会・お申し込み  
追録差し替えのご依頼は

TEL 0120-203-694  
FAX 0120-302-640

ホームページからのお申し込みは  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

第一法規

検索

CLICK!

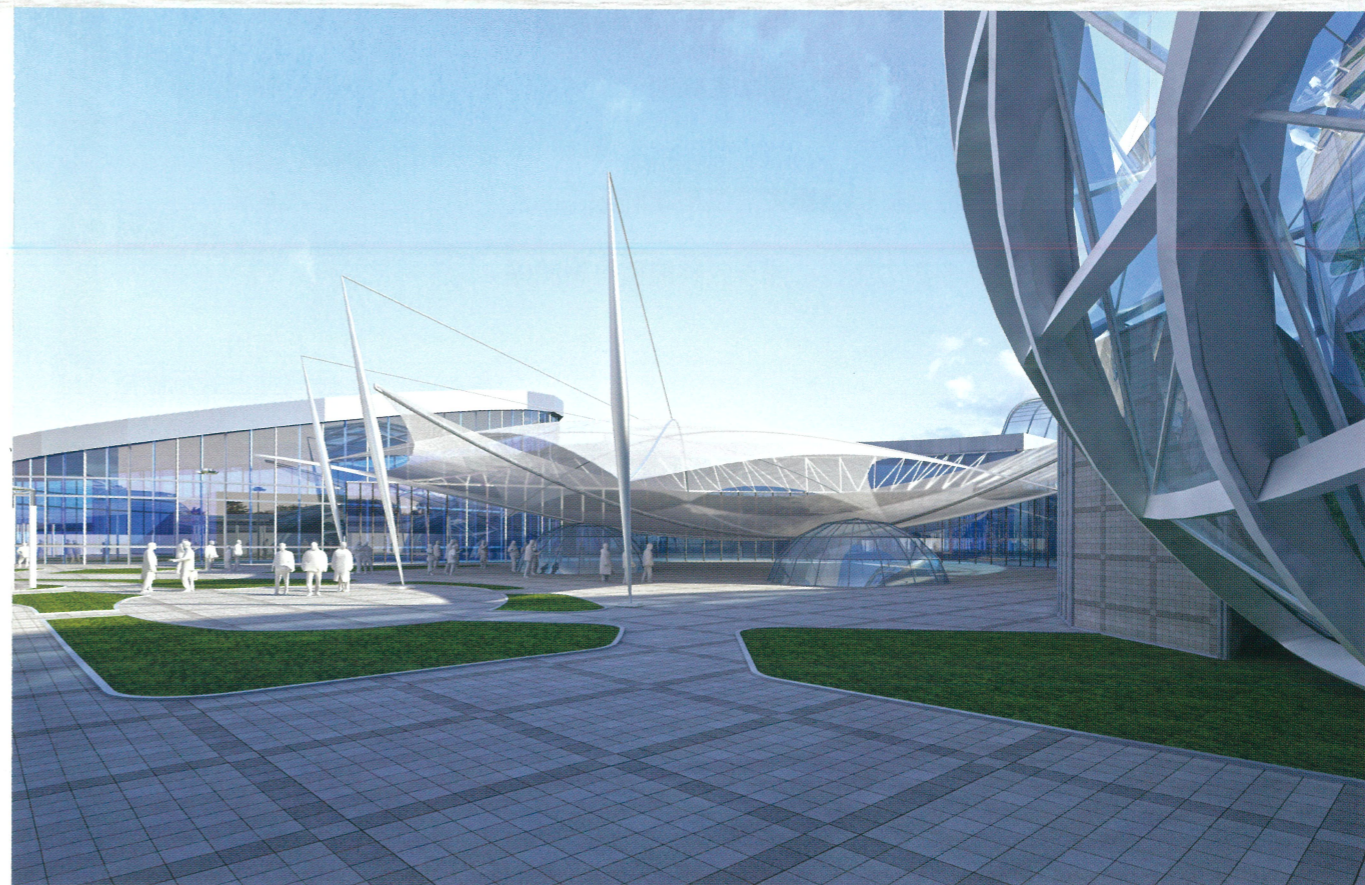
※弊社担当社員に直接ご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。  
※フリーダイヤル（TEL）：受付時間は土・日・祝日を除く9:00～17:30とさせていただきます。  
※フリーダイヤル（FAX）：24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

収伝（612671）2019.12 RS

円滑な公共用地取得への指針書！！

# 収用関係法律税務 質疑応答集

収用関係実務研究会 編集



第一法規

〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17

体裁 A5判・加除式・全2巻  
定価 本体 15,000円+税

《内容構成》[抜粋]

第1巻

第1部 土地収用関係の法律総覧と解説

- 土地収用法
  - 総則関係／事業の認定関係／裁決と申請関係／収用委員会関係／
  - 損失補償関係／収用または使用の効果／不服申立等雑則関係／
  - 生活再建対策関係
- 多極分散型国土形成促進法
- 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律
- 土地の収用等と強制執行等との調整に関する規則
- 公共用地取得特別措置法関係
- 損失補償基準要綱関係
- 国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準関係
- 公共補償基準要綱関係
- 国土交通省の直轄の公共事業の施行に伴う公共補償基準関係
- 土地基本法関係
- 国土形成計画法関係
- 首都圏整備法
- 国土利用計画法
- 地価公示法
- 都市計画法
- 都市再開発法
  - 第一種市街地再開発事業／第二種市街地再開発事業
- 土地区画整理法関係
- 新都市基盤整備法
- その他の関連法律関係
- 行政手続法関係
- 行政事件訴訟法
- 行政代執行法関係
- 行政不服審査法
- 収用・使用の特別法関係
- 収用法の通達・回答関係
- 補償制度等関係
- 用地取得と他の権利関係
  - 不動産法律関係／不動産登記関係／所有権関係／占有権関係／
  - 用益物権関係／地上権関係／永小作権関係／地役権関係／
  - 入会権関係／担保物権関係／留置権関係／先取特権関係／
  - 質権関係／抵当権関係／譲渡担保関係／債権関係／契約関係／
  - 契約解除関係／売買関係／相続法関係
- 工事請負契約約款

第2巻

第2部 公共事業の諸問題と土地収用の判例・裁決例

- 公共事業をめぐる具体的諸事例
  - 裁決・補償関係等
  - 公共事業と事業認定等
  - 起業者・所有者等をめぐる紛争事例
  - 公共事業の見直し・休止・中止等
  - 公共工事の談合・刑事問題
- 関連する問題点と諸事例
  - 発電・原発
  - 全総の策定とその動き
  - 開発と環境
  - 土地と諸法
  - 旧国鉄・JR・私鉄
  - 公害
  - 住宅
  - ダムと河川
  - 地価高騰と公示価格
- 収用等の判例
  - 土地収用法関係
  - 公共用地取得特措法関係
  - 収用関連法関係
  - 都市計画法関係
- 収用等の裁決例
  - 収用手続
  - 補償問題
- 収用等の重要問題・最新事例
- 最近の土地収用ほか

第3部 土地収用関係の税務

- 1 総説
- 2 譲渡所得とは
- 3 収用等の課税の特例の適用される場合
- 4 補償金
- 5 代替資産を取得する場合の特例
- 6 5,000万円特別控除の特例
- 7 交換処分の場合の特例
- 8 換地処分等の場合の特例
- 9 収用に関連する譲渡の場合の特別控除
- 10 事業用資産買換えの場合の特例
- 11 その他

索引

内容見本

<縮小>

手続開始の申立て

手続を保留した土地の、手続開始の申立ては、どのように履践されますか。

起業者は、収用又は使用の手続を保留した土地について、その手続を開始しようとするときは、事業の認定の告示があった日から、3年以内に、都道府県知事に、収用又は使用の手続を開始する旨を申し立てなければならない(収用法第34条)。

この手続開始の申立書については、収用法第34条の2に規定があって、起業者は、国土交通省令で定めた様式にしたがって、収用法第26条1項に定められた起業者の名称、事業の種類、起業地、事業の認定をした理由及び第26条の2の規定による図面の縦覧場所及び収用法第33条で定められた事業認定後の収用又は使用の手続が保留された範囲等の告示事項と、それに収用又は使用の手続を開始しようとする土地を記載した申立書に、当該土地を表示する図面を添付して、これを当該土地を管轄する都道府県知事に提出しなければならないことになっている。

国土交通省令で定めた様式については、施行規則第13条の5に規定されており「手続開始の申立書」と書き、年月日、起業者の住所氏名又は名称をしるし、押印し、知事宛に申請することになっている。また、本文は「左記により、収用又は使用の手続を開始したいので、土地収用法第三十四条の規定によって申し立てます」と記し、「左記」には、(1)、起業者の名称 (2)、事業の種類 (3)、起業地 (4)、収用の部分 (5)、使用の部分 (6)、土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所 (7)、収用又は使用の保留されている起業地 (8)、手続を開始する土地 (9)、収用の手続を開始する土地 (10)、使用の手続を開始する土地 (11)の各項目が記載されなければならない。

この申立書に添付する、手続を開始しようとする土地の図面は、申請書の添付書類である起業地表示図の例に従って作成し、提出する。手続開始が開始される場合には、市町村の縦覧に供

根拠法令を明示しながら、具体的に解説しています。

借地権の収用補償金を土地所有者が一括で受けた場合の取扱い

法人が借地している他人の土地について収用等があり、その土地に係る対価補償金とその借地権に係る対価補償金とを一括してその土地の所有者に交付された場合、法人は、土地所有者から借地権に対する補償金を請求することができるか。

(1) 借地権の対価補償金の全部または一部を土地所有者が取得した場合  
例えば法人が借地の上にある建物等を有している場合において、その土地の所有者がその法人の同族関係者である等のため、その土地の所有者が借地権の対価補償金も一括して取得し、その法人が建物等の補償金だけの交付を受けたような場合において、法人が使用している土地について収用等があり、借地人たる法人が通常交付を受けるべきであったと認められる借地権の対価補償金がその土地の所有者に交付されたときは、借地人が通常交付を受けるべきであったと認められる借地権の対価補償金に相当する金額については、その借地人が収用の起業者から一旦交付を受け、これをその土地の所有者に贈与(その所有者がその法人の代表者等であるときは給与として支給)したものと取り扱う。

この場合の借地権の対価補償金の額は、その借地人たる法人が通常交付を受けるべきであったと認められる額とし、原則として同一の事業について起業者が他の借地人に対してした補償の状況等を基礎として算定するが、その額が明らかでないときはその土地の存する地域における借地権割合によっても差し支えない。

なお、この取扱いにより贈与等をしたものと認定するに当たり、その借地人たる法人がその交付を受けたものとされた借地権の対価補償金について措置法65条の2の規定による5,000万円の損金算入の特例の適用を受けたい旨を申し出たときは、その損金算入の申告書及び収用等をされた土地に係る措置法規則22条の2第4項に規定する書類としてその土地の所有者が交付を受けたものの写しを提出した場合に限り、これを認める。ただし、土地所有者がこの取扱いにより贈与等を受けたものとされる額は対価補償金には該当しないこととなることから、圧縮記載または5,000万円損金算入の特例の適用を受ける事はできない。

なお、その借地人たる法人が、土地所有者から立退料等の支払を受ける場合には、以下の(2)のとおり取り扱う。

(取巻二六)

一一三